

年金だより



お問い合わせ

年金課本庁 ☎973-5498
 石川庁舎 ☎965-5617
 勝連庁舎 ☎978-7237
 与那城庁舎 ☎978-2123

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。（※任意加入被保険者は対象になりません。）前年の所得に依りて、下の表の通り4段階の免除制度と、30歳未満の方には若年者納付猶予制度があります。

受付場所
 免除申請は本庁年金課および、勝連・石川・与那城庁舎の専門窓口でも受け付けていますので、お近くの窓口をご利用ください。

**平成19年度
 国民年金免除申請
 受付開始**
 平成19年7月2日(月)～

※平成19年度の国民年金保険料は月額14,100円です。

免除の制度	申請できる年齢	前年所得の審査対象者	承認期間中に納める保険料	将来老齢基礎年金をもらうときには
全額免除	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 0円	承認期間は3分の1の金額が反映
4分の3免除 (4分の1納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 3,530円	承認期間は2分の1の金額が反映
半額免除 (2分の1納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額 7,050円	承認期間は3分の2の金額が反映
4分の1免除 (4分の3納付)	20～60歳未満	本人・配偶者・世帯主	月額10,580円	承認期間は6分の5の金額が反映
若年者納付猶予	20～30歳未満	本人・配偶者	月額 0円	承認期間の金額への反映なし。

免除申請が遅れるとどうなるの??

申請は平成20年7月まで可能です。ただし免除申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気がけによる障害について、遺族基礎年金又は障害基礎年金が受給できない場合があります。早めに申請してください。願います。

また一部免除が承認された場合、残りの保険料を納めないと未納になりますのでご注意ください。

継続申請を希望されている方へ

全額免除及び納付猶予が承認された場合、希望により翌年度以降継続申請が可能です。平成17・18年度に継続申請を希望された方で、全額免除又は納付猶予が承認された方は、今年度改めて申請書を提出する必要はありません。結果通知書が届くのを待ちください。

※なお、平成19年度の所得申告をされていない方は早めに所得申告を済ませてください。所得の審査ができませんため決定が遅れたり、継続申請が取り消されたりする場合があります。

※又、平成19年1月2日以降に他市町村からうるま市に転入された方で、前住地において継続申請を希望され

た方は、所得審査に時間を要するため、早めの決定をご希望の場合は前住の市町村から所得証明を取り寄せて、改めてうるま市に申請を出されることをお勧めします。



うるま市本庁のみ 夜間年金相談及び土日年金相談実施!

7月は水曜日を除く平日・午後7時まで窓口事務を延長しています。
 また、7/14(土)・7/15(日)・7/28(土)・7/29(日)は午前9時から午前11時半まで「土日年金相談」を実施します。お仕事でお忙しい方、免除希望の方はご利用ください!
 ※『土日年金相談』希望の方は、社会保険事務所へ記録の確認を行いますので、できるだけ金曜日までにお電話でご予約ください。